

千葉県特定不妊治療費助成事業における所得額の計算について

		夫	妻
a	総所得額（※）		
b	一律控除額（所得がある方のみ）	80,000 円	80,000 円
c	雑損控除額		
d	医療費控除額		
e	小規模企業共済等掛金控除額		
f	障害者控除額（該当者数×27万円）		
g	特別障害者控除額（該当者数×40万円）		
h	寡婦（夫）控除（27万円、特例の場合 35万円）		
i	勤労学生控除額（27万円）		
j	b + c + d + e + f + g + h + i		
k	所得額（a - j）※マイナスは0円	k 1	k 2
夫婦の合計所得（730万円未満であれば助成対象）		k 1 + k 2	

1 a 総所得額について

収入から必要経費を差し引いた額となります。具体的には、下記の書類によりご確認ください。

- ・住民税課税証明書の前年所得の合計金額（自治体によって表記が異なります。）

※総所得額

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額

2 b 一律控除額について

所得がある方に限り、社会保険料控除及び生命保険料控除に相当する額として、一律8万円を控除できます。

3 c～iの控除額について

住民税課税証明書等により確認できる場合に限り、総所得額から控除できます。

千葉県特定不妊治療費助成事業における所得額の計算について(記載例)

(単位：円)

		夫	妻
a	総所得額	3,524,000	0
b	一律控除額(所得がある方のみ)	80,000	0
c	雑損控除額		
d	医療費控除額	126,141	
e	小規模企業共済等掛金控除額		
f	障害者控除額(該当者数×27万円)		
g	特別障害者控除額(該当者数×40万円)		
h	寡婦(夫)控除(27万円、特例の場合35万円)		
i	勤労学生控除額(27万円)		
j	b + c + d + e + f + g + h + i	206,141	0
k	所得額(a - j) ※マイナスは0円	3,317,859	0
夫婦の合計所得(夫k + 妻k)		3,317,859	

給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の額」と一致。

所得がある場合に限り、社会保険料控除及び生命保険料控除に相当する額として、一律80,000円を控除。

※1

※2

※1 総所得額(住民税課税証明書¹の合計所得)

総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計。

※2 c～iの控除額について

住民税課税証明書等により確認できる場合に限り、総所得額から控除する。